

法人市民税法人税割の税率改正

平成28年度税制改正において、消費税率が10%に引き上げられる段階で、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の税率を引き下げるとともに、その相当分が地方法人税(国税)として地方交付税の財源とすることとされました。この改正を踏まえ令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から、うきは市における法人市民税法人税割の税率を下表のとおり引き下げます。



またこの改正より、うきは市の法人税割の税率を、現行の「標準税率」から、上限を地方自治体が定めることができる「制限税率」に変更します。これは、うきは市の都市基盤の整備などに活用していくものでありますので、ご理解をお願いします。

予定申告における経過措置

この改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割額は「前事業年度分の法人税割額×3.7÷前事業年度分の月数」となります(通常は「前事業年度分の法人税割額×6÷前事業年度分の月数」)。

法人市民税法人税割の税率

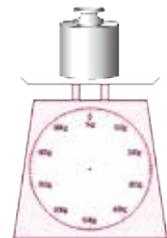
改正前(標準税率) 令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率	改正後(制限税率) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率※
9.7%	8.4%

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

●問合せ 税務課 住民税係 TEL75-4977

はかりの定期検査

計量法に基づき、はかりの定期検査を実施します。はかりを取引・証明に使用されている人は、必ず受検してください。検査の対象は商店や事業所で取引や証明用に使用している「はかり、分銅、おもり」です。大型のはかり(ひょう量が300kgを超えるもの)の検査は下記問い合わせ先までご連絡ください。



検査月日	検査時間	検査場所
9月2日(月)、3日(火)	10時~12時	うきは市役所 西別館(吉井町新治316番地) TEL75-4960
9月4日(水)~6日(金)、9日(月)	13時~15時	かわせみホール(浮羽町朝田561番地1) TEL77-7476

◇検査手数料(非自動はかり)

対象	金額	
検出部が電気式または光電式のものでひょう量が	100kg以下のもの	1,400円
	250kg以下のもの	1,800円
	300kg以下のもの	2,200円
棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛があるもの	250円	
上記以外のものでひょう量が	100kg以下のもの	500円
	250kg以下のもの	900円
	300kg以下のもの	1,500円
分銅または定量おもりもしくは定量増おもり	10円	
最小の目量又は感量がひょう量の1/10,000未満のものにあつては、2倍の金額となります。		

●問合せ 指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会 TEL092-939-2945